

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和2年度第3回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和2年10月5日(月)午後1時30分～午後2時30分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：佐々木会長、森本副会長、内野委員、小川委員、乃一委員、原田委員、山田委員 欠 席 者：加園委員、比留間委員、森林委員 事 務 局：文書法制課長、文書法制課係長(法務係)、文書法制課主任(法務係)
報 告 事 項	(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会の所掌事項について (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (4) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について (5) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について (6) その他
議 題	(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 互選の結果、会長に佐々木哲委員、副会長に森本秀子委員が選任される。 (2) 議題なし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、 ●=事務局等)	<p>● 令和2年度第3回武蔵村山市個人情報保護審議会を開催します。 武蔵村山市個人情報保護審議会規則第2条第1項の規定に基づく会長及び副会長の互選がされておりませんので、互選が終了するまでの間、事務局で会議の進行をまいります。</p> <p>続きまして、本審議会の会議の公開については、武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領第2条の規定に基づき、公開を原則として審議を進めます。通常であれば、会議開会前に会長と事務局とが協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断した場合は、公開により会議を開催することとなりますが、まだ、会長が互選されておりませんので、本日の会議につきましては、事務局で非公開情報がないと判断し、公開とさせていただきます。</p> <p>本来であれば、報告事項(1)から、以下、順に進めていくところですが、先に、議題(1)「武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について」を御協議いただき、会長、副会長が互選されましたら、会長の進行により、次第にのっとりまして順に進めていただきたいと存じます。</p>

議題(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について

- 会長及び副会長を互選により選任してください。

～ 会長・副会長の選任 ～

- 互選の結果、会長に佐々木哲委員、副会長に森本秀子委員が選任されました。

報告事項

(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会の所掌事項について

- 報告事項(1)「武蔵村山市個人情報保護審議会の所掌事項について」、事務局に説明を求めます。

【説明要旨】

- 報告事項(1)「武蔵村山市個人情報保護審議会の所掌事項について」、御説明申し上げます。

本審議会は、武蔵村山市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、市長の附属機関として設置され、個人情報保護制度について審議する機関であります。

所掌事項といたしましては、3点ございます。1点目は、2ページから5ページに記載された条例第6条第4項、第8条第5項及び第10条第4項の規定により、個人情報を取り扱う業務の開始、変更、廃止及び利用に関する届出、保有個人情報の目的外利用及び外部提供に関する届出並びに電子計算組織の結合停止等の措置に関する報告を受けることとございます。こちらにつきましては、会議の開催ごとに報告資料として取りまとめ、当該会議において報告しております。

2ページの第6条を御覧ください。まず、個人情報の取扱い及び利用に関する報告についてですが、実施機関は、個人情報を取り扱う業務の開始、変更をする場合及び廃止をした場合、市長に届け出なければならないとされております。また、これら届け出た業務を利用した場合も、実施機関は、市長に届け出なければならないとされております。そして市長は、これらの届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならないと規定されております。

本日は、一部の事項について届出がされておりますので、このあと、報告事項(2)から(5)において、御報告させていただきます。

次に、4ページの第8条を御覧ください。保有個人情報の目的外利用及び外部提供に関する報告ですが、保有個人情報については、目的外利用や外部提供をしてはならないこととしています。ただし、武蔵村山市個人情報保護条例第8条第2項では、法令等に定めがあるとき、実施機関が本審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるときなどは、実施機関は、保有個人情報の利用目的の範囲を超えて利用し、又は実施機関以外のものへの提供ができるものとしております。その後、実施機関は、目的外利用又は外部提供を実施したときは市長に届け出なければならないとされております。そして市長は、これら届出を受理したときは、速やかに審議会に報告しなければならないとされております。本日は、保有個人情報の目的外利用及び外部提供について届出がされておりますので、このあと、報告事項(4)及び(5)において報告させていただくものでございます。

所掌事項の2点目は、資料1の2ページから5ページに記載の条例第5条第2項並びに第7条第2項第9号及び第3項並びに第8条第2項第6号及び第3項並びに第10条第1項第3号及び第2項に係る、例外的な個人情報の取扱いに係る諮問に対して答申することです。例外的な個人情報の取扱いに関する諮問事項は、4種類です。

1点目として、機微情報の保有に関することです。機微情報とは、個人の思想、信条、宗教等に関する個人情報であり、原則として、保有してはならないとされていますが、条例第5条第2項において、本審議会の意見を聴いて、特に行政執行上必要がある場合は、保有できるとされているものとされています。

2点目は、本人以外のものからの個人情報の収集及び当該収集に係る本人通知の省略です。

3点目は、保有個人情報の目的外利用及び外部提供並びにそれらに係る本人への通知の省略です。通学路における防犯カメラの設置を例に説明させていただきますと、防犯カメラにより個人情報である映像を収集する場合は本人以外のものからの個人情報の収集に当たり、防犯カメラに記録された映像データに犯罪に関する映像が記録されていたとき、警察等の捜査機関に映像データを提供することが外部提供に該当します。また、目的外利用とは、個人情報を取り扱う業務ごとに設定されている目的以外の目的に、保有する個人情報を利用することを指します。原則として、これらの情報を収集し、目的外利用し又は外部提供する際は、本審議会に諮問をするものとされています。

4点目は、電子通信回線による電子計算組織の結合や結合停止等の措置です。本市では、平成29年1月より、住民票の写し等の証明書をコンビニエンスストア等から交付しておりますが、コンビニエンスストアで証明書を交付するに当たり、市で保有している住基システムと、地方公共団体情報システム機構が管理するシステムを結合する必要があったことから、以前、本審議会に諮問させていただきました。これらにつきましては、諮問事項を会議の議題に挙げ、委員の皆様へに審議をお願いし、答申をいただいております。

最後の所掌事項は、条例第22条第2項第2号の規定により、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議をすることです。これは、個人情報保護条例の改正など、条例で具体的に規定された審議事項以外で、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関から諮問があった場合に、審議をすることとなっております。

報告事項(1)については、以上でございます。

【主な意見等】

特になし。

報告事項

- (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について
- (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について
- (4) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について
- (5) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について

○ 次の報告事項に移りますが、御異議がなければ、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」から報告事項(5)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」までを一括での報告とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 異議なし。

○ それでは、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」から報告事項(5)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」まで一括で、事務局に報告を求めます。

● それでは、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」から報告事項(5)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」まで、一括して御報告申し上げます。

まず、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」ですが、会議次第の2ページ及び報告資料の1ページを御覧ください。条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の開始に係る届出がなされた件数は3件です。詳細につきましては、報告資料の3ページのとおりでございます。

次に、報告事項(3)「個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について」、報告いたします。

会議次第の3ページ及び報告資料の5ページを御覧ください。条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の変更に係る届出がなされた件数は2件です。届出に係る事項の詳細につきましては、報告資料の7ページから8ページまでに記載されたとおりです。

次に、報告事項(4)「保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について」、報告いたします。会議次第の4ページ及び報告資料の9ページを御覧ください。条例第8条第4項の規定に基づき届出がなされた件数は、3件でございます。詳細につきましては、報告資料の11ページから12ページまでのとおりです。

次に、報告事項(5)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」報告いたします。会議次第の5ページ及び報告資料の13ページを御覧ください。条例第8条第4項の規定に基づく届出がなされた件数は、52件でございます。詳細につきましては、報告資料15ページから32ページまでのとおりでございます。

以上で、報告を終わります。

【主な意見等】

○ みなし収集とは、どのようなものをいうのでしょうか。

● 本人から個人情報を直接収集する場合に考えられるのが、本人収集とみなし収集ですが、本人収集とは、市側が主体的に個人情報を収集する場合をいいます。対して、申請を受けることにより個人情報を収集する場合をみなし収集といいます。

○ 個人情報の記録形態で電磁的記録というものがありますが、市ではどのような管理をしているのでしょうか。また、バックアップは取られているのでしょうか。

● サーバーのハードディスクに保管されており、職員個人のパソコン

では保有してはならないこととされています。バックアップについては、電算室で管理されているサーバーについては、取られているものと理解しておりますが、その他主管課が独自に保有しているものについては、文書法制課では把握しておりません。

- 市の職員が使用するパソコンについては、インターネットに接続されているものとされていないものがあり、接続されているものについては、個人情報等を保存してはならないこととされています。
- マイナンバーはインターネットにつながる部分があると思いますので、取扱いに注意していただきたいと思います。また、廃棄に関しても問題になった事例があるはずですので、同様に気を付けていただきたいです。
- サーバー等の廃棄に係る手続について、情報システム係が業者に廃棄を依頼した際、廃棄証明書をとって確認をしていると把握しています。
- 開始の報告「令和2年度武蔵村山市自動通話録音機貸与事業」について、記録の対象範囲に「生年月日」が入っています。これは、代理人の方についても、生年月日まで把握しているのでしょうか。
- 代理人に関しましては、「氏名、住所、申込者との関係、連絡先」について保有することとなっており、「生年月日」は含まれておりません。
- 臨時給付金について審議会で決定した際、会議にかけなくても事務を遂行できる市もあると伺いましたが、武蔵村山市でも同様の手法による迅速な対応をとることは可能でしょうか。
- 個人情報保護制度につきましては、国の機関は行政機関個人情報保護法に従いますが、都道府県や市区町村は各々の条例に従って事務を行っております。そのため、自治体によってその取扱いは異なりますが、武蔵村山市では、より厳格な対応をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。
- 前回、届出の遅れについて審議会で指摘させていただきましたが、今回は、届出の遅れているものはないようです。今後とも担当部署に御協力いただければと思います。
- 開始の報告が3件ありますが、保有の期限について、「まで」がついているものについていないものがあります。統一した方がよろしいかと思えます。また、1件だけ令和8年4月1日までのものがあります。通常は、月末まで等になるかと思えますので、これについて説明をお願いします。
- 「まで」につきましては、注意させていただきます。4月1日までのものにつきましては、把握できておりませんので、調べまして、次回までに回答させていただきます。
- 4月1日については、子どもの誕生日が関係している可能性があると思えます。

報告事項

(6) その他

- 報告事項(6)「その他」について、事務局に報告を求めます。
- 特にありません。

